

議案第1号

文化財の県指定について

1 提案理由

令和3年1月15日に、石川県文化財保護審議会から文化財の県指定について答申があったため

2 根拠法令等

石川県文化財保護条例（昭和32年石川県条例第41号）第4条第1項

3 指定する文化財

- (1) 種別 有形文化財（歴史資料）
- (2) 名称 金沢瑞泉寺文書 附黒漆塗長持・御用箆笥
- (3) 員数 17,653点 附3棹
- (4) 所在地 金沢市玉川町2番20号
金沢市立玉川図書館近世史料館
- (5) 所有者 宗教法人瑞泉寺

4 指定日

告示日

かなざわぜいせんじもんじょ つけたりくろうるしぬりながもち ごようだんす
金沢瑞泉寺文書 附 黒漆塗長持・御用箆筒

- 1 種 別 有形文化財（歴史資料）
- 2 名 称 金沢瑞泉寺文書 附黒漆塗長持・御用箆筒
- 3 員 数 17,653点 附3棹
(附黒漆塗長持1棹・御用箆筒2棹)
- 4 所 在 地 金沢市立玉川図書館近世史料館
(金沢市玉川町2番20号)
- 5 所 有 者 宗教法人 瑞泉寺（金沢市白菊町9番5号）
- 6 指 定 理 由 別紙のとおり
- 7 年 代 江戸時代～明治時代
- 8 学術的資料等 『金沢市寺社触頭文書調査報告書（その1）瑞泉寺文書（その1）』
『金沢市寺社触頭文書調査報告書（その2）瑞泉寺文書（その2）』
金沢市教育委員会 2000
- 9 維持保存方法 金沢市立玉川図書館近世史料館にて保存管理
- 10 写 真 別紙のとおり
- 11 指 定 基 準 石川県指定有形文化財指定基準
歴史資料の部（一）
- 12 そ の 他 金沢市指定文化財(平成14年6月3日)

別紙（指定理由）

瑞泉寺は戦国時代、加賀国石川郡における有力寺院であった押野村上宮寺じょうぐうじを起源とし、江戸時代に入って金沢に移転した浄土真宗東方の寺院である。寛永10年（1633）、越中の井波瑞泉寺から住職を迎えたとき寺号を瑞泉寺と改めた。享保14年（1729）には金沢やすえきまちの専光寺と並んで浄土真宗東方の触頭ふれがしら役に加えられ、共に加賀国金沢・石川郡・河北郡及び能登国羽咋郡押水分ふれしたの触下寺院の支配にあたった。

本文書は、江戸時代中期から明治時代前期までの古文書が大半を占め、触頭文書と自坊文書に大別される。触頭文書は、瑞泉寺が務めた触頭役に関する文書であり、江戸時代中期以降、黒漆塗長持や御用箆笥などに収めて、専光寺・瑞泉寺両寺院に金沢材木町の善福寺を加えた金沢の触頭三カ寺の間で持ち回られ、廃藩時に瑞泉寺の手元にあったものが、現在まで保管されている。自坊文書は瑞泉寺が金沢に移転したのち作成された個別寺院経営に係る文書である。

触頭文書のなかでは、触下各寺院から提出された各種書類が一括して保存され、加賀藩・東本願寺からの下達文書及び触下への取次書類も多数残り、藩の寺院政策や東本願寺の教団統制の具体が記されている。触下寺院からの申請・届出類などから寺院支配の実情を知ることができる。特に文化13年（1816）の五尊宝物等改帳は触下寺院の大半が残っており貴重である。

自坊文書については、瑞泉寺の報恩講や本堂再建の托鉢、住職・家族の日常生活における交際・家計に係る文書が多数残り、瑞泉寺の檀家に関する文書群もある。菓子・呉服・料理・貸本など多彩な嗜好品の通帳や引札、領収書類からは触頭寺院の豊かな消費生活を窺うこともできる。

本文書は、藩政期における加賀藩の寺院支配や近世真宗寺院の実態を知る上で、質・量ともに優れた史料であり、金沢城下町の生活文化に関する情報も豊富であることから、有形文化財として指定し、その保存を図ることが必要である。

金沢瑞泉寺文書の内訳

【触頭文書】 10,779 点

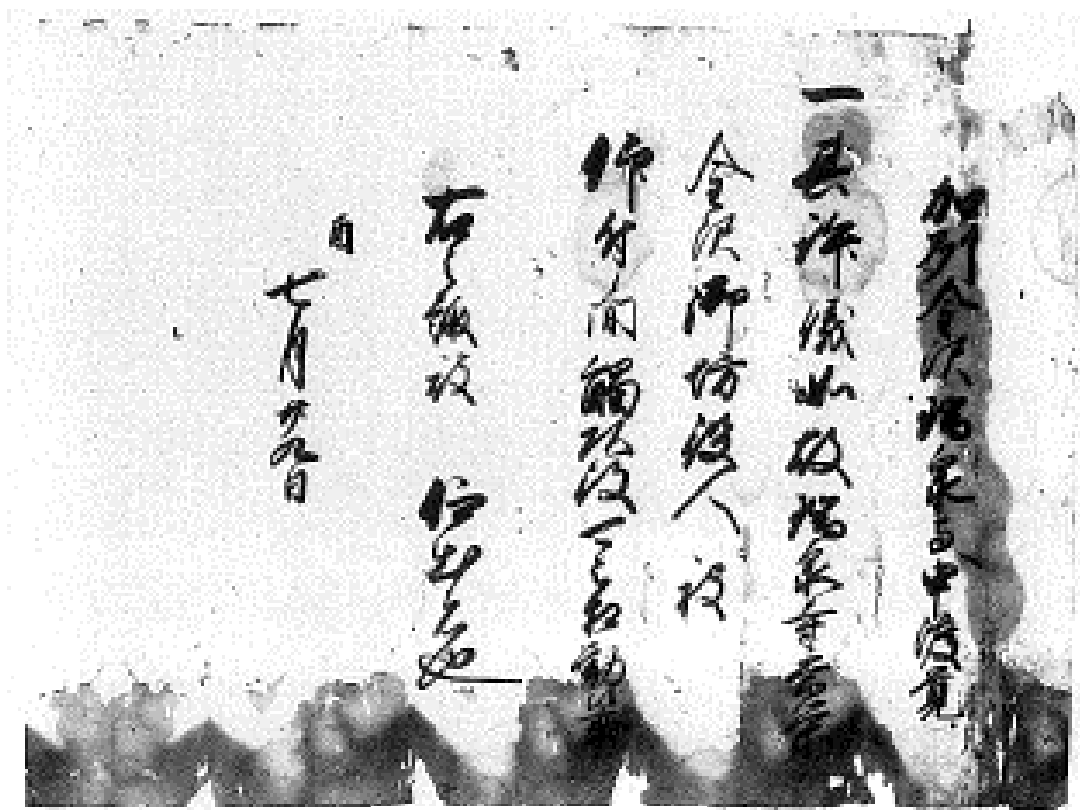
| | | |
|--------|-----------|-------|
| I 国法 | 1 触達 | 232 |
| | 2 由緒書上 | 188 |
| | 3 請書 | 211 |
| | 4 触下寺院 | 4,643 |
| | 5 法事・法談 | 566 |
| | 6 祠堂銀・当用銀 | 1,191 |
| | 7 その他 | 39 |
| II 寺法 | 1 触達 | 312 |
| | 2 本山再建 | 315 |
| | 3 本山法要 | 90 |
| | 4 本山懇志 | 432 |
| | 5 本山使僧 | 388 |
| | 6 御坊 | 418 |
| | 7 触下寺院 | 1,200 |
| | 8 法義 | 169 |
| | 9 その他 | 60 |
| III 触頭 | | 236 |
| IV 御用留 | | 89 |

【自坊文書】 6,874 点

| | | |
|------------|---------|-------|
| I 由緒・身分 | | 119 |
| II 藩 | | 46 |
| III 本山 | | 236 |
| IV 東末寺 | | 41 |
| V 仏事 | | 164 |
| VI 末寺・門徒 | | 550 |
| VII 講 | | 30 |
| VIII 普請・寺地 | | 144 |
| IX 金融・賃借 | | 650 |
| X 住職・寺族 | | 1,262 |
| XI 交際 | | 841 |
| XII 家政 | 1 家政 | 723 |
| | 2 領収書類 | 1,970 |
| | 3 引札・袋類 | 61 |
| | 4 文芸・遊芸 | 37 |

計 17,653 点

金沢瑞泉寺文書 附黒漆塗長持・御用筆筒



触頭役補任二付申渡状



五尊宝物等改帳



文書が保管されていた長持



文書が保管されていた筆筒